

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第28号、丙企画発第27号  
丙生企発第65号、丙刑企発第44号  
丙交企発第56号、丙情企発第36号  
令和3年5月14日  
警察庁警備局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長  
警察庁交通局長  
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の追加等について（通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）については、北海道、岡山県及び広島県を追加し、9都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県）とするとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を本年5月31日までとする旨が、また、法第31条の4第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施すべき区域については、群馬県、石川県及び熊本県を追加し、10県（群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県）の区域とするとともに、追加された区域において重点措置を実施すべき期間を本年6月13日までとする旨が、それぞれ公示された（別添1）。また、これに併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更された（別添2）。

緊急事態宣言等を受けた警察の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）等において示達したところであるが、本日、緊急事態措置区域が追加されたこと等を踏まえ、引き続き、同通達等に基づく対応に万全を期されたい。



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔官庁報告〕

官庁事項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示  
(新型コロナウイルス感染症対策本部)  
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (同)

官 庁 報 告

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示(令和三年四月二十三日)の全部を次のとおり変更する。

令和三年五月十四日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日(愛知県及び福岡県については、同年五月十二日、北海道、岡山県及び広島県については、同年六月六日)から五月三十一日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の区域とする。

(三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・ 都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示  
新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十一条の四第三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示(令和三年四月一日)の全部を次のとおり変更し、令和三年五月十六日から適用することとしたので、公示する。

令和三年五月十四日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉

(一) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月十二日から六月十三日までとする。(二) の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・ 沖縄県については、令和三年四月十二日から五月三十一日までとする。

・ 埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から五月三十一日までとする。

・ 愛媛県については、令和三年四月二十五日から五月三十一日までとする。

・ 岐阜県及び三重県については、令和三年五月九日から五月三十一日までとする。

・ 群馬県、石川県及び熊本県については、令和三年五月十六日から六月十三日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第三十一条の四第四項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が終了した旨を公示することとする。

(二) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県の区域とする。

(三) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、

・ 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあること、

・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が終了したと認められる。

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあること、

・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が終了したと認められる。

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあること、

・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が終了したと認められる。

・ 特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあること、

・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要が終了したと認められる。

28

14

& ( ' % & \*  
% (  
)



























































































































